毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

目 次

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

○福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

報

県

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 ○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

○標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正 する訓令

○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正

する訓令

島

○職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令

○福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則 一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

福島県知事

内 堀 雅 雄

福島県規則第三十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則 (昭和四十四年福島県規則第十八号) の一部を次のように改正す

を 免に関する事務及び同法第二十二条第二項の規定により臨時的任用をされる臨時の職員. 第二条の三中 「第二十二条の二第一項の規定により任用をされる会計年度任用職員」に改める。 「第十七条第一項の規定により任用をされる一般職の非常勤の職員の任

> 項から第七項まで」に改め、同号29中「第四十九条第七項」を「第四十九条第八項」 第三条第一項第三十八号(8)中「第四十九条第一項から第六項まで」を「第四十九条第 同号に次のように加える。

に 改 (32) め、 第九十三条第二項の規定による協力要請

え、同条第三号の二の次に次のように加える。 第五条第二号③中「保育所」の下に「及び中核市以外に所在する児童厚生施設」を加

三の三 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 成十八年法律第七十七号)第十九条第一項の規定による報告の徴収、 質問及び立入

第五条第十八号中「第一号」の下に「、第三号及び第四号」を加える

改め、同号中いを似とし、同号似中「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改第二項」を「第六十三条第二項」に、「第二十七条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同号中いを図とし、同号い中「第二十九条 (15) 第三十六条第四項の規定による命令 (14) 第三十六条第一項及び第二項の規定による納 (15) 第三十四条第一項の規定による命令 (16) 第三十四条第一項の規定による勧告 三項」に改め、同号16中「第三十二条第三項」を「第六十六条第三項」に、 め、同号中14を18とし、同号13中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に改め、 を「第三十二条第一項」に改め、同号印中「第二十五条の八第三項」を「第三十二条第 (9)中「第二十五条の七」を「第三十一条」に改め、同号10)中「第二十五条の八第一項」 同号中(3をい)とし、同号(2)中「第二十五条の九第一項」 第六条第十五号8中 「第二十五条の五第二項」を「第二十九条第二項」に改め、 を 「第三十八条第一項」 「第二十七 に改め、

맫

五四四

第三十六条第一項及び第二項の規定による勧告

第六条第十五号に次のように加える。

(21) 五項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問 健康増進法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定による報告の徴収並 健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号) 附則第二条第

びに立入検査及び質問 七号)附則第二条第六項の規定による届出の受理 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十一年厚生労働省令第十

出の受理 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第七項の規定による届

出の受理 健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第二条第八項の規定による届

第九条第二号四中「第二十二条の六第二項」を「第二十一条の五第二 一項」に改め、 同

第九条第二号中44を引とし、同号43中「引取り」の下に「及び引取りの拒否」を加え、53 第三十五条第五項の規定による市町村長への協力要請号中48を69とし、47を53とし、46を54とし、45を52とし、その次に次のように加える。

(1)

同号中43を50とし、33から42までを、40から49までとし、同号23中「第二十五条第1 を 第二十五条第七項の規定による市町村長への協力要請第二十五条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査 「第二十五条第四項」に改め、同号中30を37とし、その次に次のように加える。

(36) と し、 とし、その次に次のように加える。 第九条第二号(3)中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、 | 同号②中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中②を③3し、同号③中「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に改め、同号中③0を⑤5ル条第二号③1中「第二十五条第二項」を「第二十五条第三項」に改め、同号中30を

二十四条の二」を「第二十四条の二の二」とし、同号中24を28とし、23を四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中27を33とし、15を29とし、四」を「第二十四条の四第一項」に改め、同号中27を33とし、同号27中「第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同号中28を32とし、同号27中「第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同号中28を32とし、同号27中「第三項」を「第二十三条第四項」に改め、同号中28を32とし、同号27中「第三項」を「第二十四条の二」を「第二十四条の二」を「第二十四条の二」といる。 次に次のように加える。 第九条第二号28中「第二十四条の四」を「第二十四条の四第一項」に、34 第二十五条第一項の規定による指導又は財言 (23)を(24)とし、 - 「第二十四条の を24とし、その 、同号24中「第 「第二十三条

同号中四を江とし、四の次に次のように加える。 ②20とし、②1を②20とし、同号②0中「第二十二条の六第三項」を「第二十二条の六」に改め、 第九条第二号②中「第二十三条第三項」を「第二十三条の六」に改め、(27)第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収及び立入検査(25)第二十四条の二第二項の規定による報告の徴収及び立入検査(25)第二十四条の二第一項の規定による命令

(20) 第二十二条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施

第十五条第二十七号⑴中「受理」の下に「(特定行政庁に係るものに限る。)」を加 同号中頃を切とし、③から頃までを4から頃までとし、②の次に次のように加える。 に限る。) 第十二条の五第四項の規定による計画の協議及び同意(特定行政庁に係るもの

福

島

県

第十八条の次に次のように加える。

(流域下水道建設事務所長への委任)

第十九条 福島県流域下水道条例(昭和六十三年福島県条例第三十号) 次に掲げる事務は、福島県流域下水道建設事務所長に委任する。 の施行に関する

- 第四条の規定による占用の許可
- 第五条第一項の規定による占用料の徴収
- 第七条の規定による措置命令及び許可の取消し
- 第八条ただし書の規定による認定

月一日から施行する。 この規則は、令和二 一年四月一日から施行する。 ただし、 第九条の改正規定は、 同年六

(行政経営課)

福島県規則第三十三号

項

福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 福島県不動産鑑定業者登録簿閲覧規則(昭和三十九年福島県規則第九十七号) 0) 一部

画調整総室復興・総合計画課」 第二条中「福島県企画調整部企画調整総室土地・水調整課」を「福島県企画調整部企 一に改める。

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

(土地・水調整課)

訓 令

福島県訓令第四号

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め 出 本 先 庁 機 機 関関

令和二年三月二十四日

内

雅

雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程(昭和三十八年福島県訓令第三 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 二十四 号

の一部を次のように改正する。

項の次に次のように加える。 区域内に設定された市町村の帰還及び復興の支援に関する業務に従事する職員の項中「伊 区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域(以下「警戒区域等」という。)がその ツの競技力の向上を図るための指導体制の調査及び研究に関する業務に従事する職員の 達郡川俣町字樋ノ口一二番地」を 別表原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)の規定に基づく警戒 「伊達郡川俣町字五百田三○番地」に改め、同表スポー

附

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する。

行政経営課)

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

出本

先 庁

機機

関関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

第八条第八号の表中「、副学院長」を削る。 福島県事務決裁規程 (昭和四十四年福島県訓令第二号) の一部を次のように改正する

を「行政組織規則第23条の2」に改める。 行政組織規則第23条に規定する医療調整担当課長が」を云え、 別表第一の1の表備考9中「うち」の次に「、宋海福啓喪歩が定める事項については 「、行政組織規則第23条」

22条の6第2項」を「第21条の5第2項」に改め、同項中3の個を3の6とし、3の47 を3の55とし、3の46を3の54とし、3の45を3の52とし、その次に次のように加える。 温・****・** 別表第二の3の表企画調整総室の部土地・水調整課の項中「土港・大灩機器」を 同表5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の頃中「珱

別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項中3の44を3の51とし、 (53) 53) 第35条第5項 の規定による市 町村長への協力 \bigcirc \bigcirc

3の33から3の43までを3の44から3の49までとし、同項3の32中「※25※※3嵐」を3の43中「引展り」の下に「及び引展りの苦吶」を加え、同項中3の43を3の50とし、 |第25条第4項| に改め、 同項中3の32を3の37とし、 その次に次のように加える。 「第25条第3項」や 同項

福

島

(38) 町村長への協力 の規定による市 告の徴収及び立 の規定による報 人検査 第25条第7項 第25条第5項 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc

を | 第25米第3点| に改め、同項中3の⑶を3の⑶とし、同項3の⑶中「第25米第1点」別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の⑶中「第25米第2点」を |第25条第2項| に改め、 同項中3の③を3の⑤とし、 同項3の②中「第24条の4」

> る。 を「第24条の4第1項」に改め、 同項中3の29を3の33とし、その次に次のように加え

(34) 第25条第1項 の規定による指 導又は助言	_
	_
0	_
0	_

加える。 の30とし、同項3の30中「総24米の4」を「総24米の4路1嵐」に改め、同項中3の30とし、同項3の30中「総24米の4」を「総24米の4路1嵐」に改め、同項中3の30とし、同項3の30中「総24米の4」を「総24米の4路1嵐」に改め、同項中3の30とし、同項3の30中「総24米の4」を「総24米の4路1嵐」に改め、同項中3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、同項3の30とし、 の2」に改め、 24条の4第1項」 じ、 別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の⑵中「※24※の4」を「※ 同項中3の24を3の28とし、3の23を3の24とし、その次に次のように 「第23条第3項」を「第23条第4項」に改め、同項中3の②を3

(27) 第24条の2第 3項の規定によ 3報告の徴収及 び立入検査	(%) 第24条の2第 2項の規定によ 3命令	(25) 第24条の2第 1項の規定によ る勧告
0	0	0
0	0	0

四の次に次のように加える。 「鎌23※ 4 益」に改め、同項中3の⑵を3の⑶とし、3の⑵を3の⑵とし、同項3の別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の⑵中「幾23※※3点」を |第22条の6] に改め、 同項中3の20を3の21とし、 3 の

刑表第二の	(20) の 場 物 明 答 の
の7の表生産流通総室の部農産物流通課の項を削り、	第22条第3項 の規定による動 物取扱責任者研 修の実施
生産流涌	股
総室の部	
部農産物流	
流通課の	
項を削り	
同部畜産課の項	<u> </u>
項由	

12 削り、 17 17を16とし、 15から17までを13から15までとし、 18を17とし、19を18とし、 同表農村整備総室の部農村計画課の項1の 同部水産課の項中12及び13を削り、 14 16 を を

を「辮29%の4瓣1嵐」に改め、同表森林林業総室の部森林計画課の項1の⑱中「辮188 ③中「第18条第17項」を「第18条第18項」に改め、同項1の④中「第29条の3第1項」 に改め、同項4の③中「第22%の15」を「第72%」に改める。 項第10号」に改め、回項4の②中「第22条の11第1項第5号」を「第63条第1項第5号」 第2項及び第3項」に改め、同項4の三中「第22条の8第1項第10号」を「第60条第1 条第2項」を「第188条第2項及び第3項」に改め、同項1の頃中「第188条第5項」を 「第188条第6項」に改め、同部森林保全課の項2の⑨中「第188条第2項」を「第188条

それぞれ当該各号に定める日から施行する。 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は

- とし、19を18とする改正規定(令和二年三月二十四日)別表第二の7の表生産流通総室の部畜産課の項中16を削り、17を16とし、 18 を 17
- 一 別表第二の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項3の改正規定 六月一日 令和二年

産課の項中12及び13を削り、14を12とし、15から17までを13から15までとする改正三 別表第二の7の表生産流通総室の部農産物流通課の項を削る改正規定及び同部水 規定 令和二年六月二十一日

(行政経営課

福島県訓令第六号

出本

先 庁 機機 関関

労働委員会事務局

うに定める 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のよ

令和二年三月

福

福島県知事 内 堀 雅 雄

標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓

四号)の一部を次のように改正する。 標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程 (平成二十八年福島県訓令第十

ター次長 動物愛護センター支所次長 副所長」に、「動物愛護センター次長 担当課長 主幹」に、「相双保健福祉事務所副所長」を「副課長 相双保健福祉事務所 学院副学院長」を「総合衛生学院長」に、「本庁課長 主幹」を 別表第一中「消防学校長」を「消防学校長 環境創造センター所長」に、 動物愛護センター支所次長」を「動物愛護セン 総合療育センター診療相談部長」に改める。 「本庁課長 医療調整 一総合衛生

この訓令は、 令和二年四月一日から施行する

(行政経営課)

の項中

福島県訓令第七号

先 庁 機機

関関

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のよ

令和二年三月 二十四日 うに定める。

き 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓

雄

号)の一部を次のように改正する。 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程 (平成十年福島県訓令第1 十四四

管理担当職員」に改める。 第十一条の二(見出しを含む。)及び第二十二条中「動物愛護監視員」を 一動物愛護

この訓令は、 令和二年六月一日から施行する。

入

事

課

福島県訓令第八

職 令和二年三月二十四日☆員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。出 先 機 関本 庁 機 関

職員に対する被服の支給等に関する規程の一部を改正する訓令 福島県知事 内

堀

雅

雄

部を次のように改正する。 職員に対する被服の支給等に関する規程 (昭和三十五年福島県訓令第二十五号) 0)

別表第一保健師及び助産師の項中 を に改め、 同表消費生活の業

務に従事する職員の項を削り、 |土地・水調整課| を 「復興・総合計画課」に改め、 同表土地利用、 水資源又は工業開発調査に従事する職員 同表家畜保健衛生所に勤務

する技術職員の項中 ' | ゴム長ぐつ | 一 | 二年 | を ゴム長ぐつ 一二年

正する。

福島県水資源対策規程

興・総合計画課」に改める。

総合計画課長」に改める。

この訓令は、

令和二年四月一日から施行する。

令和2年3月24日 火曜日

改める。 この訓令は、 **附 則** 別表第一 一保健福祉事務所の項中 令和一

に改める。

「工事検査用

保護帽

を

「工事検査用 立入検査用

作業服 保護帽

に

一年四月一日から施行する。

福島県訓令第九号

福島県水資源対策規程の 令和二年三月二十四日 部を改正する訓令を次のように定める。

内 堀 雅

本

庁

機 関 (職員業務課)

[県水資源対策規程(昭和四十七年福島県訓令第三十四号)福島県水資源対策規程の一部を改正する訓令 福島県知事 雄

0)

一部を次のように改

第八条中「企画調整部企画調整総室土地・水調整課」を「空復興・総合計画課長」に改める。第四条中「企画調整部企画調整総室土地・水調整課長」を 「企画調整部企画調整総室復 「企画調整部企画調整総室

別表第二企画調整部の項中 別表第一企画調整部の欄中 「企画調整総室土地・水調整課長」を「企画調整総室復興 「企画調整総室土地・水調整課」を 「企画調整総室復興

(土地・水調整課)

リサイクル適性®